

練馬主要区道33号線から目白通りまでの区間については、外環又は外環の2として整備する範囲を示しています。なお、地表部（連結路を除く）の整備形態については、関係機関との協議により検討を進めます。

※この図面の取り扱いについては、凡例・注意書きを参照。

■ 概念図について

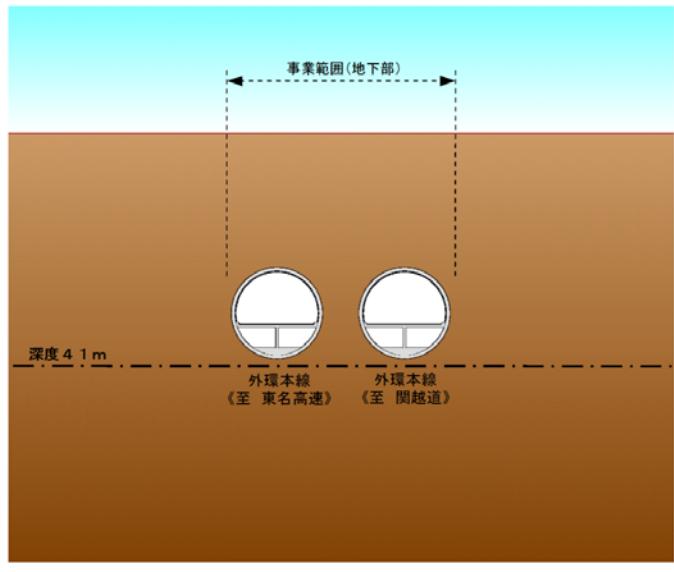
- ・本図は都市計画道路を、赤色の線で示しています。
- ・本図は都市計画上の権利制限の範囲、用地買収の区域、区分地上権設定の区域、大深度法適用区域を示すものではありません。
- ・本図に示されている都市計画線は、建築確認や土地取引等に伴う都市計画道路の境界確認に用いることはできません。
- ・本図の地形図は、現在の建物の立地状況と合致していない場合や多少の誤差があります。
- ・本図に示す構造物以外に、地下には、換気に必要な管路や避難路が設置されます。
- ・外環の整備に伴い付け替えが必要となる道路については、今後、ご意見を聴きながら検討を進めます。
- ・目白通りインターチェンジ（仮称）付近の練馬主要区道33号線から目白通りまでの区間については、外環又は外環の2として整備する範囲を示しています。なお、地表部（連結路を除く）の整備形態については、関係機関との協議により検討を進めます。

■ 凡例

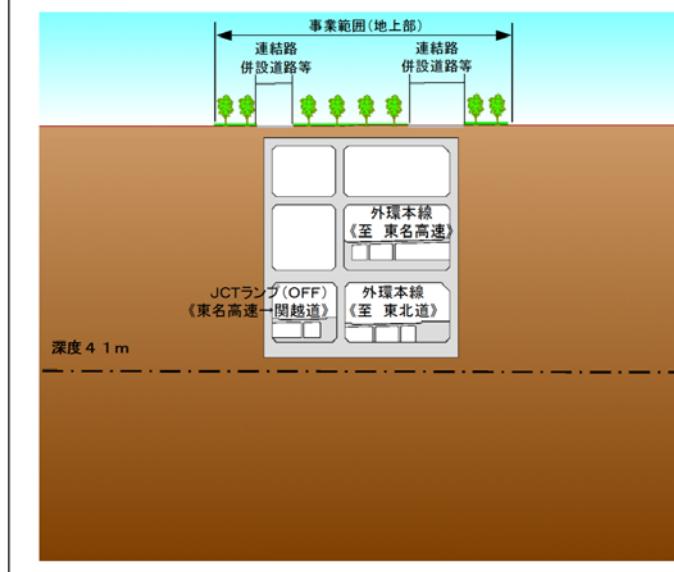
- 外環の地上部の事業範囲
- 一一一 外環の地下部の事業範囲(地上よりも内側となる範囲を除く)
- 地表部の路面(連結路)
- 地表部の路面(連結路併設道路等)
- 地表部のその他の施設
- 換気所(地表部)
- 都市計画道路
- ← 進行方向
- 一一一 シールドトンネル部(区分地上権設定部)
- 一一一 シールドトンネル部(大深度地下使用部)
- 一一一 トンネル分合流部(区分地上権設定部)

■断面図

断面図 (16 — 16)



断面図 (17 — 17)



断面図 (18 — 18)

